

パブリック・コメントに寄せられた意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の要旨については、項目ごとに整理し、それに対する本市の考え方をまとめました。なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約し、同種のご意見内容については、まとめて記載しております。

意見の要旨	本市の考え方
人事給与制度	
「現在の技能職等の中からも能力のある職員を総合職係長として登用。60歳を過ぎても成績が優秀な者は引き続き雇用し、本市OB職員よりも処遇を優遇」（P73）とあるが、透明性のある公平な能力評価をどのように実施するのか。 - 成績優秀な者になぜ本市職員より処遇を優遇する必要があるのか、本市出資企業の職員を本市職員より優遇する理由がわからない。 - 橋下市長により、職員の給与および労使関係の適正化が図られたのに、ここで新組織を市から切り離すと、職種変更、係長登用、本市OB職員より厚遇の優秀者選抜及び新規採用（縁故採用）において再び組合等が台頭する恐れがある。 - OB職員の受け皿ではなく、幹部に公募民間人を多く登用すべき。	- 新組織が株式会社として健全な経営を行っていくためには、社員の能力や実績を適正に評価したうえで評価結果に応じて処遇すべきであると考えており、人事給与制度については適正で効果的な制度を構築してまいります。 - 採用については、民間人材の登用を積極的に進めてまいります。

民営化	
・ 民営化の問題点はどんなことよりも利益優先になるということである。薬品を例にすると、これまで人に害を与えないものだったものが、そういう点を見捨てても安いものに変えたり、点検の人を減らすなど、安全性より利益を優先することになるのではないか。 ・ 「浸水対策、合流式下水道の改善等が実施途上で、市民の安全・安心を確保する目的の施設整備完了に今後さらに相当期間・費用を要する」(P46)ならば、事業のスリム化や他都市との技術提携関係を形成する必要がある、民営化ではなく公的な責任が大きいといえるのではないか。 ・ 「民間の経営手法の導入によるコスト縮減や収益性の向上」(P63)とは本当にそうか。	・ 市民の安全・安心を確保するため、今後も本市が引き続き実施することが必要な政策的判断を要する重要な事業については行政側で実施することとし、より効率的・効果的に事業を進めていくため事業の一部を外部組織に委ね、効率的な事業執行体制の構築による職員数削減や柔軟な契約手法の適用による建設事業費縮減などの業務改善・合理化を図ってまいります。
・ 「平成27年度新組織設立を見据えた上下分離方式の試行実施として、(一財)都市技術センターが包括委託業務を受託し、25年度：西部方面管理事務所管内下水道施設の維持管理業務、26年度：市全域下水道施設の維持管理業務」(P70)というタイムスケジュールと大都市特別区設置がどう関連するのかしないのか。	・ 本市下水道事業における経営形態見直しは当該基本方針(案)に記載のとおり進めていく予定です。
・ 「下水道の持続性、都市インフラ運営による市民の安全・安心の確保など、新組織の設立趣旨を理解し、その事業展開に資する出資者が必要。出資者は、新組織の運営方針に大きな影響を与えることができるため、その選定については慎重であるべき。市民生活に直接影響することを考慮し、出資者選定は実績・事実に基づき、新組織事業にプラスとなる主体を選定することが好ましい。」(P74)とあるが、本当にこのような出資者がいるのか。	・ 下水道事業は、衛生・環境保全・防災などの公益的サービスを担う公共性の高い事業であることを踏まえ、新組織には本市の資本関与は不可欠ですが、より効率的・効果的に事業を進めていくためには、民間のノウハウを積極的に活用すべきであり、民間人材の登用とともに民間資本参画を考えております。その導入にあたっては、新組織の安定的な経営基盤の確立や経営方針の主旨に合致することを十分考慮のうえ、出資者を選定する予定です。

国内外事業展開	
「限られた職員数では市町村ニーズに十分に応えきれないほか、一部で民間企業と競合する業務分野もあり、同センターの独自性を活かすとともに民間企業との連携による事業展開が必要である。」（P43）とあるが、グラフからは民間との競合件数が増えているとは思わない。 「全国的に自治体の下水道担当職員は減少傾向」（P41）とあるが、これを解決するのになぜ民営化が必要なのか。 - 海外への技術支援などを大阪市が行うことは理解できるが、これを民営化につなげるのは理解できない。 「他都市では、下水道技術者が不足するなかで適切な運営管理が課題であり、ビジネスチャンスが存在するにも関わらず、本市の技術・経験が活用できていない」（P46）とあるが、大阪市では人が余っているから民間に技術移転し、それを全国に波及させるということなのか。なぜ、自治体間の人材派遣や技術支援ができないのか理解できない。	- 使用水量（使用量）が減少傾向にあることや、市民の安全・安心を確保するための施設整備や改築更新事業が今後本格化することなど、今後ますます厳しい経営環境となる見込みのため、より効率的・効果的に事業を実施していくため、業務改善・合理化の観点から、事業を外部組織に委ねる上下分離方式を目指すこととしております。 - その上で本市に蓄積された下水道事業のノウハウや広く活用可能な関連技術を活用し、他の自治体での技術者不足による適切な運営管理に関する課題解決や、在阪企業とのジョイントなども視野に入れ、大阪の都市成長戦略に貢献していくため、新組織により国内外での事業展開を図っていくこととしております。
運営権制度	
「運営権は法に定められ、下水道事業への適用も可能とされているが、詳細設計が必要」（P60）とある。つまり、国や自治体間での制度改正がまだなのに、先行実験的に大阪市が行うことが本当にいいのか。	公共施設等運営権制度は平成23年のPFI法改正により創設された制度で、下水道事業における運営権制度の実施に関するガイドラインが国土交通省において策定されていますが、本市での導入にあたっては交付金の取扱いなど課題があるため、国等関係先と協議調整を進め、課題の解決を図ってまいります。